

鹿沼市手数料条例の一部改正について

次のように改める。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

鹿沼市長 佐 藤 信

鹿沼市手数料条例の一部を改正する条例

鹿沼市手数料条例（昭和 4 8 年鹿沼市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 宅地造成等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査の部中「宅地造成等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号）」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 5 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の宅地造成等規制法（次の部において「旧法」という。）」に改め、同表宅地造成等規制法第 1 2 条第 1 項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査の部中「宅地造成等規制法」を「旧法」に改める。

別表第 2 の 5 6 の部(1)の款アの項(イ)を削り、同項(ウ)中「1 の建築物全体の場
合(ア)及び(イ)に掲げる場合を除く。」を「(ア)に掲げる場合以外の場合」に改め、
「(共用部分を計算しない評価方法（低炭素建築物誘導基準であって、市長が指定す
るものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を用いる場合にあつては、b に
定める金額を除く。）」を削り、同項(ウ)を同項(イ)とし、同款イの項(イ)を削り、同項
(ウ)中「1 の建築物全体の場
合(ア)及び(イ)に掲げる場合を除く。」を「(ア)に掲げ
る場合以外の場合」に改め、「(共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあつ
ては、b に定める金額を除く。）」を削り、同項(ウ)を同項(イ)とし、同表 5 7 の部(1)
の款アの項(イ)を削り、同項(ウ)中「1 の建築物全体の場
合(ア)及び(イ)に掲げる場
合を除く。」を「(ア)に掲げる場合以外の場合」に改め、「(共用部分を計算しない評
価方法を用いる場合にあつては、b に定める金額を除く。）」を削り、同項(ウ) a 中
「前項第 1 号ア(ウ) a 」を「前項第 1 号ア(イ) a 」に改め、同項(ウ) b 中「前項第 1 号
ア(ウ) b 」を「前項第 1 号ア(イ) b 」に改め、同項(ウ) c 中「前項第 1 号ア(ウ) c 」を

「前項第1号ア(イ)c」に改め、同項(ウ)d中「前項第1号ア(ウ)aからcまで」を「前項第1号ア(イ)aからcまで」に改め、同項(ウ)を同項(イ)とし、同款イの項(イ)を削り、同項(ウ)中「1の建築物全体の場合(ア)及び(イ)に掲げる場合を除く。」を「(ア)に掲げる場合以外の場合」に改め、「(共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあつては、bに定める金額を除く。)」を削り、同項(ウ)a中「前項第1号イ(ウ)a」を「前項第1号イ(イ)a」に改め、同項(ウ)b中「前項第1号イ(ウ)b」を「前項第1号イ(イ)b」に改め、同項(ウ)c中「前項第1号イ(ウ)c」を「前項第1号イ(イ)c」に改め、同項(ウ)d中「前項第1号イ(ウ)aからcまでに定める金額」を「前項第1号イ(イ)dに定める金額の2分の1に相当する金額」に改め、同項(ウ)e中「前項第1号イ(ウ)aからcまで」を「前項第1号イ(イ)aからdまで」に改め、同項(ウ)を同項(イ)とし、同表61の部(1)の款アの項(イ)を削り、同項(ウ)中「1の建築物全体の場合(ア)及び(イ)に掲げる場合を除く。」を「(ア)に掲げる場合以外の場合」に改め、同項(ウ)b中「床面積」の次に「(共用部分を計算しない評価方法(建築物エネルギー消費性能誘導基準であつて、市長が指定するものをいう。)を用いる場合にあつては、共用部分の床面積を控除した面積。イ(イ)bにおいて同じ。)」を加え、同項(ウ)を同項(イ)とし、同款イの項(イ)を削り、同項(ウ)中「1の建築物全体の場合(ア)及び(イ)に掲げる場合を除く。」を「(ア)に掲げる場合以外の場合」に改め、同項(ウ)を同項(イ)とし、同表62の部(1)の款アの項(ウ)及び(エ)を削り、同項(オ)中「1の建築物全体の場合(ア)から(エ)までに掲げる場合を除く。」を「(ア)及び(イ)に掲げる場合以外の場合」に改め、同項(オ)a中「前項第1号ア(ウ)a」を「前項第1号ア(イ)a」に改め、同項(オ)b中「前項第1号ア(ウ)b」を「前項第1号ア(イ)b」に改め、同項(オ)c中「前項第1号ア(ウ)c」を「前項第1号ア(イ)c」に改め、同項(オ)d中「前項第1号ア(ウ)aからcまで」を「前項第1号ア(イ)aからcまで」に改め、同項(オ)を同項(ウ)とし、同款イの項(ウ)及び(エ)を削り、同項(オ)中「1の建築物全体の場合(ア)から(エ)までに掲げる場合を除く。」を「(ア)及び(イ)に掲げる場合以外の場合」に改め、同項(オ)a中「前項第1号イ(ウ)a」を「前項第1号イ(イ)a」に改め、同項(オ)b中「前項第1号イ(ウ)b」を「前項第1号イ(イ)b」に改め、同項(オ)c中「前項第1号イ(ウ)c」を「前項第1号イ(イ)c」に改め、同項(オ)d中「前項第1号イ(ウ)d」を「前項第1号イ(イ)d」に改め、同項(オ)e中「前項第1号イ(ウ)aからdまで」を「前項第1号イ(イ)aからdまで」に改め、同項(オ)を同項(ウ)とする。

附 則

この条例中別表第2の改正規定は公布の日から、別表第1の改正規定は令和5年5月26日から施行する。